

健康に
観光に
環境に

もっと、
自転車
北海道。



自転車・自動車がお互いを思いやる環境づくりを進める 「フレンドリーロード北海道」

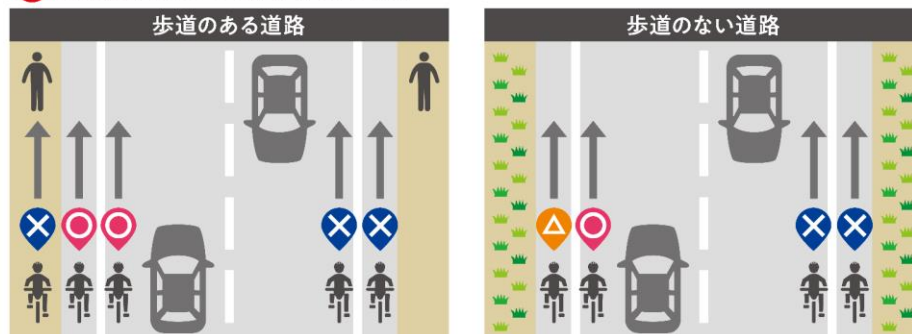
自転車を楽しく安全に活用するためには、自転車・自動車の利用者がお互いを思いやることが大切です。そんな環境づくりを進めるのが「フレンドリーロード北海道」キャンペーンです。趣旨に賛同いただいた方には、自転車・自動車にステッカーを貼っていただいています。



北海道自転車条例 [検索](#)

自転車・自動車お互いを思いやる環境づくりへ

！ 自転車はここを走りましょう



側溝などの障害物が多く、転倒しやすい場所でもあります。ドライバーの皆さんのご理解をお願いします。

- 自転車は車道の左端を走るのが原則です。
- △ 歩行者の通行を妨げる場合を除き、路側帯を通行することが出来ます。
- × 歩道通行は例外です。(13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者は通行が可能です。)
- × 右側通行(逆走)は禁止です。左側を走りましょう。

お互いに気をつけたいこと

<p>自転車</p> <p>危険な「ながら運転」はやめましょう 周囲の音が聞こえない状態での運転はやめましょう</p>	<p>歩行者・自動車等の通行に配慮して走りましょう</p>	<p>自動車</p> <p>追い越すときは自転車との安全な間隔を確保しましょう</p>
<p>並走はやめましょう</p>	<p>二人乗りはやめましょう</p>	<p>正しく走行する自転車にクラクションを鳴らすのはやめましょう</p>

楽しく安全な自転車の活用に向け
北海道自転車条例が施行されました。
(平成30年4月1日)

■ 自転車を利用されるみなさんへ

自転車を安全に利用するため、定期的に点検・整備を行いましょう

自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

夜間はライトを点灯し、自転車の側面には反射器材をとり付けましょう

自転車損害賠償保険等に加入しましょう
自転車加害者となった事故で9,000万円を超える賠償を命じる判決も